

## 大館市林業労働安全対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域林業の担い手確保に資することを目的に、林業従事者の安全装備品、熱中症対策用品及びクマ対策用品（以下「安全装備品等」という。）の購入費用を補助する大館市林業労働安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、大館市内に事業所を有する林業を営む法人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「秋田県意欲と能力のある林業経営者」名簿に登録されていること
- (2) 市税等の未納がないこと

2 補助対象者が、国、県、財団法人等の制度又は市の他の制度に基づく同種の補助金等の交付を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象としない。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる安全装備品等の購入に要する経費とする。

- (1) 安全装備品（林業用ヘルメット、防護ズボン、防護靴）
- (2) 熱中症対策用空調服
- (3) クマ撃退スプレー

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は、補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税の額に相当する経費
- (2) 送料に相当する経費

### (補助金の額及び上限額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、補助金の上限額は、1事業者当たり10万円とする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大館市林業労

働安全対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大館市林業労働安全対策事業費補助金実施計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 市税等について未納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大館市林業労働安全対策事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更又は中止）

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）

が、当該交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに事業内容変更・中止申請書（様式第4号）に変更内容の分かる書類を添えてし、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、申請内容の変更又は中止について承認したときは、事業内容変更・中止決定通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助決定者は、安全装備品等の購入後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、大館市林業労働安全対策事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大館市林業労働安全対策事業費補助金実施報告書（様式第7号）
- (2) 契約書又は納品書の写し
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、大館市林業労働安全対策事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により、当該補助決定者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた後、補助金の請求をしようとするときは、大館市林業労働安全対策事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市林業労働安全対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱の規定に反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大館市林業労働安全対策事業費補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

（調査等）

第12条 市長は、補助金の適正な執行のために必要と認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

（補助金の経理等）

第13条 補助決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。